

## 「投資勧誘及び顧客管理等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 27 年 4 月 9 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、正会員が行う<u>電子申込型</u>以外の自己募集その他の取引等（定款第3条第9号に掲げる自己募集その他の取引等から、「<u>電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則</u>」に規定する<u>電子申込型電子募集取扱業務等</u>を除く。以下同じ。）に関し、顧客に対する投資勧誘及び顧客管理等について、その業務の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、正会員が行う自己募集その他の取引等（定款第3条第7号に掲げる自己募集その他の取引等をいう。以下同じ。）に関し、顧客に対する投資勧誘及び顧客管理等について、その業務の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p>
<p>(投資勧誘の基準)</p> <p>第2条 正会員は、<u>電子申込型以外の</u>自己募集その他の取引等を行うに当たっては、常に顧客の信頼を確保することを第一義とし、金商法その他の法令並びに定款及び諸規則（これらに基づく細則、指針、決議等を含む。以下「法令等」という。）を遵守し、顧客本位の営業活動に徹しなければならない。</p> <p>2 正会員は、顧客の知識、投資経験、投資目的・動機、資産状況等を十分に把握し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘を行うよう努めなければならない。</p>	<p>(投資勧誘の基準)</p> <p>第2条 正会員は、自己募集その他の取引等を行うに当たっては、常に顧客の信頼を確保することを第一義とし、<u>金融商品取引法</u>（以下「<u>金商法</u>」という。）その他の法令並びに定款及び諸規則（これらに基づく細則、指針、決議等を含む。以下「法令等」という。）を遵守し、顧客本位の営業活動に徹しなければならない。</p> <p>2 正会員は、顧客の知識、投資経験、投資目的・動機、資産状況等を十分に把握し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘を行うよう努めなければならない。</p>
<p>(通則)</p> <p>第3条 正会員は、<u>電子申込型以外の</u>自己募集その他の取引等に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めなければならない。</p>	<p>(通則)</p> <p>第3条 正会員は、自己募集その他の取引等に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めなければならない。</p>
<p>(取引開始基準)</p> <p>第4条 正会員は、<u>電子申込型以外の</u>自己募集その他の取引等を行うに当たっては、取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 案	現 行
との間で契約の締結をしなければなら <u>ない。</u>	
(自己責任原則の徹底) 第5条 正会員は、 <u>電子申込型以外の自己募集</u> その他の取引等を行うに当たっては、顧客 に対し、顧客自身の判断と責任において、 金融商品取引を行うべきものであることを 理解させなければならない。	(自己責任原則の徹底) 第4条 正会員は、自己募集その他の取引等を 行うに当たっては、顧客に対し、顧客自身 の判断と責任において、金融商品取引を行 うべきものであることを理解させなければ ならない。
(禁止行為) 第6条 (現行どおり)	(禁止行為) 第5条 (省 略)
(分別管理の徹底) 第7条 正会員は、金商法第2条第2項第5号 から第7号までに掲げる権利に関する <u>電子</u> <u>申込型以外の自己募集</u> その他の取引等を行 うときは、当該 <u>電子申込型以外の自己募集</u> その他の取引等に関して出資され、又は抛 出された顧客の金銭が、当該金銭を充てて 行われる事業を行う者の固有財産と分別し て管理されていること、又は管理されてい ないおそれがないことを確認しなければな らない。	(分別管理の徹底) 第6条 正会員は、金商法第2条第2項第5号 から第7号までに掲げる権利に関する自己 募集その他の取引等を行うときは、当該自 己募集その他の取引等に関して出資され、 又は抛出された顧客の金銭が、当該金銭を 充てて行われる事業を行う者の固有財産と 分別して管理されていること、又は管理さ れていないおそれがないことを確認しなけ ればならない。
(金銭の流用が行われている場合の投資勧誘 の禁止) 第8条 正会員は、 <u>金商法第2条第2項第5号</u> <u>から第7号までに掲げる権利に関する電子</u> <u>申込型以外の自己募集</u> その他の取引等を行 うときは、 <u>当該電子申込型以外の自己募集</u> <u>その他の取引等に関して出資され、又は抛</u> <u>出された顧客の金銭が、当該金銭を充てて</u> <u>行われる事業に充てられていないことを知</u> <u>りながら、投資勧誘を行ってはならない。</u>	(新 設)
(名義貸しの禁止) 第9条 正会員は、自己の名義をもって、他人 に <u>電子申込型以外の自己募集</u> その他の取引 等を行わせてはならない。	(名義貸しの禁止) 第7条 正会員は、自己の名義をもって、他人 に自己募集その他の取引等を行わせてはな らない。

改 正 案	現 行
<p>(顧客管理記録及び確認記録等)</p> <p>第 10 条 正会員は、<u>電子申込型以外の</u>自己募集その他の取引等を行う顧客について、商号、名称又は氏名、所在地又は住所、生年月日（顧客が自然人の場合に限る。）、職業（顧客が自然人の場合に限る。）、投資経験、投資目的・動機、資産状況その他顧客管理上必要な事項を記載した顧客管理記録の作成及び保存をしなければならない。</p> <p>2 ～ 3 (現行どおり)</p>	<p>(顧客管理記録及び確認記録等)</p> <p>第 8 条 正会員は、自己募集その他の取引等を行う顧客について、商号、名称又は氏名、所在地又は住所、生年月日（顧客が自然人の場合に限る。）、職業（顧客が自然人の場合に限る。）、投資経験、投資目的・動機、資産状況その他顧客管理上必要な事項を記載した顧客管理記録の作成及び保存をしなければならない。</p> <p>2 ～ 3 (省 略)</p>
<p>(適用除外)</p> <p>第 11 条 第 2 条第 2 項（投資勧誘の基準）については、<u>電子申込型以外の</u>自己募集その他の取引等に係る契約の相手方が特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（金商法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、金商法第 34 条の 3 第 4 項（金商法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）である場合には、適用しない。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第 9 条 第 2 条第 2 項（投資勧誘の基準）については、自己募集その他の取引等に係る契約の相手方が特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（金商法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、金商法第 34 条の 3 第 4 項（金商法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）である場合には、適用しない。</p>
<p>付則（平成〇〇年〇〇月〇〇日）</p> <p>この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 44 号）附則第 1 条本文に規定する日から施行する。</p>	